

瀧川ゼミ

2014年5月19日(月)

文責：稲井、羽深、前多

大川小学校訴訟

I. 概要

2011年3月11日午後2時46分

宮城県石巻市釜谷山根にある石巻私立大川小学校

全校児童 108人

1学年 平均15人～20人ほど

当日学校を休んでいた子や迎えに来た家族と一緒に帰って行った子をのぞいて78人が残っていた。

校長は年休を取っていて不在。

直接対応に当たったのは、教頭以下11人の教師。

《報道用資料》

児童の状況 在籍108人のうち、死亡64人、行方不明10人。

教職員 在籍13人のうち、死亡9人、行方不明1人。

概要

平成23年3月11日午後2時46分頃、東北地方太平洋沖地震発生により、大川小学校教員は、児童に校庭への避難を指示し、誘導点呼を行った。

その後、迎えにきた保護者に引き渡し下校。津波被害の恐れがあったため、その場にいた地域住民と教頭ら職員が相談し、高台になっている北上大橋傍の三角地帯に避難することとした。近隣の山は、地震により倒木の危険があるため、そして校舎体育館は余震による落下物の危険があるため、避難場所として適さないと判断した。

目的地への移動中に津波が来て、多くの児童と教職員が津波に巻き込まれた。

避難を開始したのは津波到達のわずか1分前。つまり、児童たちは50分間も校庭にとどまっていたことになる。そして、避難し始めた1分後には黒い津波が襲った。ここに、大川小学校の大惨事を引き起こした「空白の51分」が発生したのである。

《大川小学校の被災者数》

	死亡	行方不明	津波に巻き込まれて生存	不在・下校などで生存	計
1年生	5	0	1	8	14
2年生	15	2	0	3	20
3年生	17	0	1	2	20
4年生	12	1	0	5	18
5年生	6	0	2	7	15
6年生	15	1	0	5	21
計	70	4	4	30	108
教職員	10	0	1	2	13

Cf. A 教諭の証言（2012年6月）

子どもたちが校庭に避難した後、私は校舎内に戻り、すべての教室、トイレを含めてすべての場所を残留者がいないか、一つひとつ確認しました。開かないドアがあったりして、全部回するにはかなり時間がかかりました。

確認後、校庭に戻り、教頭に報告に行ったとき、教頭と（当時3年生の）〇〇教諭を中心に何人かが集まって（誰がいたかは記憶にありません）話をしていました。私が「どうしますか、山へ逃げますか？」と聞くと、この揺れのなかではダメだよという答えが返ってきました（どなたが言ったか覚えていません）。（その理由は余震が続いていて揺れが激しくて木が倒れてくるというようなことだったと思います）

そのほんの僅かなやりとりをしている時、おじいさんやおばあさんなど近所の方々が避難所になっている体育館に入ろうとされていたので、私はすぐにその場を離れ、体育館に行き、危険だから入らないようにお話ししたりするなどの対応に当たりました。その時、教頭や他の教員は迎えた保護者の対応に当たっていました。そのときも頻繁に強い揺れが続いていました。

そのうち地域の方々が来て、釜谷の交流会館に避難しようという話があり、危険だからだめだといったやりとりを教頭がしているのが聞こえてきました。

その後、私は二次避難に備え、裸足で逃げた子や薄着で寒さに震えている子たちがたくさんいたので、校舎内に何回か入り、教室にあったジャンパーや靴などを校庭に運んでいました。また、トイレを我慢出来なくなった子を安全な場所に連れていったりもして

いました。

そのようなことに走り回っているうち、サイレンが鳴って、津波が来るという声がどこから聞こえてきました。私は校庭に戻って、教頭に「津波が来ますよ。どうしますか。危なくても山へ逃げますか。」と、聞きました。でも、何も答えが返ってきませんでした。それで、せめて、一番高い校舎の二階に安全に入れるか見てくるということで、私が一人で校舎二階を見てきました。そして戻ってくると、すでに子どもたちは移動を始めていました。近くにいた方（どなたかは、覚えていません）に「どこへ行くんですか」と聞くと、「間垣の堤防の上が安全だから、そこへ行くことになった」ということでした。どのような経緯でそこへ行くことになったのかはわかりません。地域の方々との相談があったのかもしれません（略）

これがいま、私が思い出せるすべてのことです。

Cf. うやむやな「51 分間」

2012 年 8 月 21 日 市教委が初めて現場検証を行う。

目的：子どもたちが学校を出てから被災するまでの経路と、おおよその距離を割り出すこと。

参加者：指導主事の 3 人、現在の大川小教諭、役場の職員、市議会委員、釜谷の住民、遺族、遺族の手配した地元の測量会社の技師など総勢約 30 人。

遺族「市教委は、遺族側が手配した測量技師を勝手に仕切って、無理矢理、最後の 1 分間の部分の測量だけにしてしまった。本当は、子どもたちの 50 分を追いたかった。」

測量技師「測量自体は問題なく行えたが、遺族と市教委の間では、温度差を感じた。」

地域住民「なぜ、建物の土台も何もなくなってから検証するのか。遅すぎる。」

遺族「市教委の準備が足りなさすぎる。必要な物の多くは遺族が用意した。」

Ⅱ. 大川小学校事故検証委員会の報告

1. 教職員の対応

(ア) 当日得ていた情報

教職員・児童が校庭への避難（二次避難）後、

- ・防災行政無線…大津波警報に関する広報

（この時の放送内容には、予想津波高（当初 6m）や到着予想時刻（15

時) という情報は含まれていなかった。)

・児童を迎えに来た複数の保護者や学校付近に来ていた地域住民…当初の予想津波高などを伝えるものもあったと推定される。

Cf.)防災用品として職員室に備えられていたラジオ

→持ち出せず、利用できなかったものと推定される。

⇒校庭で二次避難を継続している間の教職員による災害情報の収集は、受け身の姿勢。

自らが積極的に情報を集めに行くという姿勢は十分ではなかったものと考えられる。

⇒Why?

- ・動揺する児童を落ち着かせるなどの対応が必要であったこと。
- ・教職員 13 人中、校長を含む 2 名の教職員が不在であり、平時はトップリーダーシップを発揮する立場であり、かつ学校の本部として情報収集の役割を担う 2 名のうち 1 名を欠いた中で対応する必要があったこと。

(イ) 津波に対する危機感

校庭での二次避難を続ける中、教職員は少なからず津波を意識していたものと推定される。また、「山へ登るの？」と教職員に尋ねた児童がいること、児童同士では「山かな」などという会話が交わされていた

⇒少なくとも一部の児童は、山への避難を意識していたものと考えられる。

一部の児童が教職員に対して山への避難を強く訴えていたという証言がある。

前年のチリ地震津波の後、平成 23 年 2 月に行われた総合防災訓練の打合せの際、2 日前の地震で校庭に避難した後に、津波のおそれがある場合の校庭からの避難先について、少なくとも校長・教頭・教務主任を含む一部の教職員間では話題となっていた。さらに、校庭で二次避難中の教職員と地域住民との会話の中で、教職員が山に危険はないかどうかを相談していたとの証言がある。

⇒校庭での二次避難を継続する間、少なくとも一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。

少なくとも、15 時 15 分～20 分頃までは、地域住民・保護者はもとより、教職員においても、大川小学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は、多くはなかったものと推定される。

危機感の高まりは、即座に校庭からの三次避難を検討し決断するまで強いものではなかったものと考えられる。

⇒Why?

・「正常性バイアス」¹により、危険に関する情報を得ながらも、あえてこれを軽視して大丈夫だと思いつもうとする傾向が生じ、明確な根拠に基づかない楽観的思考をするようになったこと。

・動揺する児童や一部保護者を落ち着かせようとするなど、教職員がその役割を果たそうとする中で、無意識のうちに、このような楽観的思考が強まったこと。

・大川小学校付近は、過去の津波来襲記録がなく、ハザードマップの予想浸水域外で津波災害時の避難所に指定されていること、教職員への防災研修は必ずしも津波災害が十分に強調されたものとなっていなかったこと。

(ウ) 避難の意思決定

①避難開始

一部の教職員は、校庭からの三次避難の必要性について検討し、その際に山への避難を考慮したものと推定される。一方で、「山へ登るの？」と尋ねた児童に対し、教職員の一人が「山は危ない」などと答えたという証言がある。

⇒一部教職員が考慮していた山への避難については、上記のような危険性が指摘されたために、避難先としての安全性が十分に確保できないとの判断が下されたものと考えられる。この結果、その時点では津波に対する危機感を強く感じていなかったことも相まって、山への避難は行わないという意思決定がなされたものと考えられる。

15時33～34分頃、校庭からの三次避難の開始決定の際に、「三角地帯」という、具体的かつその時点では安全性に問題がないと考えられた避難先の提案がされていた。校庭からの避難を意思決定した時点では、大きく切迫した津波来襲の危険性を感じていたのではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられる。「念のための移動」であったと考えられることを考慮すると、移動開始のきっかけは15時32分にラジオから得られた「予想津波高10m以上」の情報であったものと考えられる。

¹ 環境からインプットされる情報を日常生活の判断枠組みの中で解釈しようとし、危険が迫っているという事実を認めようとしない態度。

②避難先・避難経路等

なぜ三角地帯を避難先としたのか、なぜあのような避難経路を通ったのかについては、関係者が全員死亡しているため、明らかにすることはできなかった。

ただし、避難先として三角地帯が選択されたことについては、次の要因が考えられる。

⇒・三角地帯は、学校近隣では比較的高い位置にある平坦な土地であり、そこまで津波が来る可能性は学校と比べれば低いと考えられたこと。

・山への避難などと比較して、その時点では大きな不安全要素がないと考えられたこと。

(教職員は、津波来襲時に河川に近づくことの危険性を必ずしも認識していなかった可能性が高い。)

○学校裏山が三次避難場所には選択されなかった要因

⇒・前年6月に児童とともに斜面に登った教職員が「少し登って大変だった」と述べていたことなど、避難路となる道が無く登りにくいと考えられていたこと。

・地域住民も含めると100名近い人数が一時的に滞在できる平坦な場所が無いと考えられていたこと。

・一部分、過去に崖崩れの履歴があり、激しい余震で崖崩れの恐れがあると考えられていたこと。

・大川小学校に勤務した教職員に対するアンケート結果から見ても山は危険だという認識が教職員の間にあった可能性があること。

・さらに、宮城県内で発生した比較的近近の大規模地震災害として平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震があり、地震災害の際の崖崩れ危険に対してより注意が向いていた可能性があること。

*校庭への二次避難を終えた後の比較的早い段階で、裏山への避難は危険であるとの判断により却下されていたものと考えられるが、最終的な避難の意思決定において、この早い段階における判断が影響を及ぼし、一度危険であると却下した裏山を避難先を選択することに心理的抵抗があった可能性も否定できない。

(エ)組織的対応

本事故において多数の児童・教職員が被災したことについては、大川小学校の教職員が下した意思決定において、避難開始に関する意思決定の時期が遅かったこと、

避難先として同校より標高は高いものの河川堤防に近い三角地帯を選択したことが、最大の直接的な要因であると結論付けられる。

震災当日の大川小学校においては、マニュアルに定められた本部としての対応は必ずしも十分に行われていなかったものと考えられる。教頭をリーダーとした組織的かつ積極的な情報収集と、活発な議論に基づく柔軟かつ迅速な意思決定がなされていれば、もっと早い時点で三次避難が開始されていた可能性がある。

2.防災体制

(ア) 大川小学校

災害対応マニュアルに定められた三次避難場所ではなく河川堤防に近い三角地帯への三次避難が行われた。災害対応マニュアルに関して、津波災害を想定しているのも関わらず、校庭からの三次避難先は、地震やそれに伴う火災等の危険を想定した「近隣の空き地・公園」のままで、津波浸水の危険を避けるものとはなっていなかった。さらに、過去に同校の教職員が参加した防災関連の研修内容が反映された形跡はあまりなく、研修内容が職員会議での議論や防災訓練の実践に結びついた形跡もほとんどない。また、過去に同校で行われた防災訓練は、例年不審者対応、火災、地震が想定されていたが、ハザードマップで浸水することが想定されている洪水や、過去に発生した学校裏山の土砂災害などは想定されておらず、必ずしも発生する恐れのある災害の種類を幅広く検討し、それらに備えようとしたものではなかったと推定される。

⇒大川小学校の災害対応マニュアルにおいては、より具体的な検討の必要性があり、それが認識されながらも、必要な検討が進められないまま、具体性・現実性に欠ける計画となっていた部分があったものと推定される。

(イ) 石巻市教育委員会による指導・管理状況（津波対策）

石巻市教育委員会では、近年、「学校における災害対応の基本方針」を策定したが、その基本方針や、それとともに周知された災害対策要綱のサンプル様式および「災害対応マニュアル参考例」には、津波に関する記述は含まれていない。また、市内 64 校の小中学校において、平成 22 年度の災害対応マニュアルや防災訓練計画で津波に関する確認がされたのは、約半数に過ぎなかった。

⇒市教育委員会によって進められてきた学校防災の取組において、津波対策は必ずしも重視されていなかったものと考えられる。

(ウ) 石巻市における防災広報体制

①学校に対する災害時の情報伝達体制

地震直後、河北総合事務所からは、長面・尾崎方面に向かって公用車 3 台が広報等に向かった。しかし、このうち 2 台に搭載されていた広報用の拡声器のうち一方は故障していたことから、実際に広報活動を行ったのは 1 台のみであった。そのため、県道を通過しながら行われた公用車の広報は、校庭にいた教職員・児童には、ほとんど聞こえなかった可能性がある。この公用車 3 台のうち 1 台が往路に大川小学校に立ち寄ったが、たまたま後方へ向かう役割となった支所職員が、前年のチリ地震による津波警報（大津波）発表時に避難所が解説されたことを記憶していたためである。また、立ち寄った際に教職員や地域住民と会話を交わしたものの、津波に関してそれまで得ていた情報（たとえば、消防無線を通じて沿岸部の部隊に退避指示が出されていることなど）を積極的に告げたり、質問を受けたりはしていない。

(エ) ハザードマップ及び避難所の指定

大川小学校がハザードマップの予想浸水域外になっており、津波災害時の指定避難所になっているという事前対策が具体的な津波来襲の危機を想定しなかったことに影響していると推定される。同校は、標高が低く、また大規模河川沿いにあることから、洪水時には避難所として利用できないものとされていた。しかし、津波災害時の避難所として指定されていた。さらに、石巻市内の他校の中には、過去に大規模な津波による浸水被害の履歴がある場所に立地していながら、津波災害時の避難所として指定されている学校がある。

(オ) 教職員の養成・教育に関して

大川小学校の教職員の中には、市教育委員会や県教育委員会の主催する学校防災・危機管理に関する研修を受けていた者がいた。主に校長や教頭などの管理職と安全主任などの役職にある教職員が中心であった。そこで得られた知識・意識を共有するための職員会議などでの話し合いは、必ずしも十分には行われなかったと推定される。また、同校では一部の教職員は過去に勤務した学校で津波防災に関する経験・知識を積み、関心を持っていたものの、それが全体に共有されるなど十分に活用されなかった。同校の教職員の大多数は同校における勤務年数が短い教職員であった。また、過去に同校に勤務した教職員は、学校裏山に登った経験をほとんど持たず、山は危険との認識を持っていた。一方、この地区で生まれ育ち動向を卒業した者の多い保護者等の間では、学校裏山は危険な山であるとの認識は薄く、両者には大きな隔たりがあったものと推定される。

大川小学校事故検証委員会が教員養成大学 55 校を対象に行った実態調査では、大多

数の大学で学校安全・学校防災に関する科目は扱われておらず、特に地震・津波に関する知識が学ばれる機会はほとんどなかった。

被災 3 県において、津波想定した避難訓練を行っている学校の割合は、岩手県で約 5 割、宮城県で約 2 割であった。

Ⅲ. 検証委員会に対する批判

《大川小学校事故検証委員会の設立目的》

当初、石巻市教育委員会が事故に関して調査をしていた。その後、石巻市の依頼を受けた第三者機関として、検証委員会は活動を開始する。尚、この委員会にかけられた費用は実に 5700 万円にもものぼると言われている。

『東日本大震災の津波により多数の犠牲が出た石巻市立大川小学校の事故に関して、公正中立かつ客観的な検証を行うため、第三者による大川小学校事故検証委員会が設置されました。』

(大川小学校事故検証委員会 HP <http://www.e-riss.co.jp/oic/>)

《石巻市教育委員会による不誠実な対応》

- ・ 遺族説明会をなかなか開かない。
- ・ 唯一の生存教師を「病気休職中」として出さない。
- ・ 初期段階で聴取した子どもの証言を改竄・隠蔽し、メモを廃棄した。

《検証委員会による検証のいい加減さ》

① 疑問の残った検証委員会の人選

- ・ 検証委員会の委員候補に関する資料が遺族の元に届いたのは、円卓会議の前日の夕方で、何の準備も調べる時間もないまま、会議に臨んだ。
- ・ 大事な検証作業を行う期間として、市が随契約で発注するコンサル会社の代表が、委託を受けてまとめ役となるかもしれない委員の首藤伸夫東北大学名誉教授の娘である。親子関係の委員と会社が市の 2000 万円の予算を使って行う検証作業は、適正なのか？(当初は 2000 万だったが、その後 3700 万円上乗せされた。)
- ・ 遺族側からも、委員に入れてほしいという要望がずっとあったが、公正中立を確保できないとの考えから、入れられなかった。

② 設置要項に「目的」がなく、「誰のために何を検証するか」が不明確だった。

③ 検証は「ゼロベース」からで、遺族が集めた重要な証拠はほとんど活かされなかった。遺族が「子どもたちは日常的に登っていた」と震災前年に撮影した写真（裏山で写生中）を提出しても、1999年以降の大川小勤務経験者アンケートなどから「教職員は裏山は危険と認識していた」と結論付けた。

④ 検証方法も不可解だ。

- ・ 検証委員会には6人の委員のほか、4人の調査委員がいるが、当日の津波を検証したのは津波工学の権威、首藤委員ではなく、心理学者の大橋智樹・調査委員／宮城学院女子大学教授だった。
- ・ 中間とりまとめ（7月）の際、同調査委員は「学校への津波到達時刻は15時30～32分ごろ」と通説だった15時37分より早いとの見解を出したが、遺族らの指摘ですぐ引っ込めた。最終報告では「37分ごろ」に戻っている。
- ・ そもそも遺族は、当初から「津波の検証は不要」としていた。遺族が知りたいのは、「逃げられる客観的条件があり、教師と一緒にいながら、なぜ子どもを救えなかったのか」だからだ。しかるに、検証委員会は、問題の核心からほど遠い津波や気象など周辺の検証に力を入れ、肝心の生き証人の検証を軽んじた。どんな立場の誰が証言したかをぼやかした。そして、「山への避難を訴えたり、泣き出したり、嘔吐する子どもがいた」と書く一方で、「遊び始めたり、ゲームや漫画など日常的な会話をしていた」などと相反する証言を羅列し、検証を放棄した。
- ・ 要するに、検証委員会は何も新しいものを提示できず、すでにわかっていた事実を曖昧にただけだった。
- ・ そして、「津波予想浸水域に入っていなかったから危機意識が薄かった」「裏山は危険で登れないと思っていた」など、「子どもたちが命を落としたのは仕方なかった」と言わんばかりの最終報告をまとめた。

（週刊金曜日 2014年3月14日）

IV. 大川小学校訴訟

原告：大川小学校で津波の犠牲になった23人の児童の19家族（夫婦10、父親のみ9）の計29人。

被告：宮城県、石巻市

請求額：児童1人あたり1億円

総額：23 億円

震災当日、校長、教頭、A 教務主任、その他の現場にいた教諭が津波を予見し、被害を回避できたにも関わらず、避難行為に出なかったという不作為（注意義務違反）によって児童の命が奪われたことから、石巻市は国家賠償法 1 条の責任を負うとしている。また、同校教職員の費用負担者である宮城県についても、損害の賠償をすべき責任があるとしている。

また、遺族たちが市教委から受けた震災後の不誠実な対応による精神的苦痛についても、遺族の強い意向により加味された。

遺族の言葉

『先生たちのことを悪く言いたくないが、でもやっぱりあの時に先生がいなかったら子どもたちは助かっていたんじゃないかと思う。裁判では遺族の間で、子どもの命に値段をつけることについてどうしても違和感があって、何度も何度も話し合った。一律一億円にしたのは、学年や性別関係ないっていう遺族の思いを込めた。裁判はこれからが大変だと思う。遺族は今、みんな体調を崩している。』

『児童は津波により死に至ったのではない。学校にいたから死ななければならなかった。もし、先生がいなかったら、児童は死ぬことはなかった。本件は、明らかに人災である。』

V. 3.11 に関するその他の訴訟例

・日和幼稚園

《事故概要》

震災当日、宮城県石巻市の中心部にある私立日和（ひより）幼稚園は、地震発生直後に、園児を自宅に帰らせようと 2 台の送迎バスに分乗させ、発車させた。1 台は、津波が来る前に園に引き返し、難を逃れた。

だが、海岸（石巻湾）から数百メートルの沿岸部に向かった 1 台が津波に襲われる。車内にいた園児 5 人全てが死亡し、同乗していた 1 人の職員が行方不明となった。運転手は、自力で避難した。

(DIAMOND online <http://diamond.jp/articles/-/18839>)

《訴訟概要》

宮城県石巻市の私立日和（ひより）幼稚園の送迎バスが津波に巻き込まれ、園児5人が死亡した事故で、4遺族は10日、園側の対応に問題があったとして、園を運営する学校法人「長谷川学院」と当時の園長に対し、計2億6690万円の損害賠償を求める訴えを仙台地裁に起こした。

（朝日新聞 2011年8月10日）

《両者の主張》

・遺族側

「園は警報で津波の危険性を予見できたのに、被害を受ける可能性が高い海側にバスを走らせた」

「地震時のマニュアルを周知せず、避難訓練も実施しなかった」などと主張。

・園側の代理人弁護士

「大津波が来るとは予想できず、園に責任はない」などとして争う構えだ。

（朝日新聞 2011年8月10日）

《判決》

仙台地裁（斉木教朗裁判長）は17日、園側に計約1億7700万円の支払いを命じた。斉木裁判長は「園長が地震発生後の津波に関する情報収集義務を怠り、バスを高台にある園から海側の低地へ出発させたことが津波被災を招いた」と判断、園の法的責任を認めた。津波犠牲者の遺族が管理責任をめぐって起こした訴訟の判決は初めてとみられる。（河北新報 2013年8月17日）

《争点ポイント》

『予見可能性』

訴訟は園側の震災当時の対応や自然災害に対する備え、園児が亡くなる結果を予測できたかどうかという「予見可能性」が焦点となった。

判決は「園児は危険を予見する能力が未発達で園長らの指導に従うしか生命、身体を守る手だてがない」と指摘。その上で「園長らは約3分間にわたり最大震度6弱の巨大地震を体感した後も、ラジオや防災行政無線で津波警報などの情報を積極的に集めようとしなかった」と判断した。

園の防災マニュアルが大地震発生時、園で保護者に園児を引き渡すと定めていたことなどにに基づき、「情報収集義務を果たしていれば午後3時前後には予想される宮城県の津波の高さが6メートル以上と報道されていたことを知り、バスを発車させず、園児を引き渡すこ

とになったと推認される。尊い命が失われることもなかった」と結論付けた。

予見可能性の範囲については「バスの走行ルートが津波に襲われるかどうかを対象になる」と指摘。防災行政無線の内容や当時の報道などを根拠に「園に園児をとどめようと判断する程度の津波の危険性を予見できた」と述べた。

(河北新報 2013年9月17日)

・七十七銀行

《事故概要》

女川支店では昨年3月11日、地震直後の大津波警報を知った当時の支店長が、2階建て支店の屋上への避難を行員らに指示。13人が屋上に集まったが、津波は屋上に到達し、全員が流された。1人は救助されたが、4人が遺体で発見され、8人は行方不明となっている。(朝日新聞 2012年9月8日)

《訴訟概要》

東日本大震災で七十七銀行女川支店(宮城県女川町)の行員らが犠牲になったのは、同行が安全配慮義務を怠ったためとして、行員やスタッフ3人の遺族らが総額約2億3千万円の損害賠償を求めて提訴することを決めた。震災から1年半の11日、仙台地裁へ訴状を提出する。(朝日新聞 2012年9月8日)

《判決》

東日本大震災の津波で七十七銀行女川支店(宮城県女川町)の屋上に避難して犠牲となった従業員3人の遺族が、同行の安全配慮義務違反を主張して約2億3500万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が25日、仙台地裁であり、斉木教朗裁判長は「屋上を超える20メートル近くの巨大津波を予見することは困難だった」として遺族側の請求を棄却した。

(産経ニュース 2014年2月25日)

《争点ポイント》

『予見は困難』

斉木裁判長は判決理由で、過去の女川町での記録上最大の津波が約4・3メートルだったことなどから、「女川町で10メートルを超す津波は予見不可能だった」と指摘。震災直後の午後2時50分に気象庁が「午後3時に高さ6メートルの津波が到達する」と発表していたことから、「時間的に緊迫した状況の中、6メートル以上の高さの場所に緊急避難する必要があった」として、約10メートルの支店屋上への避難指示には「合理性があった」

と判断し、「支店長が従業員を支店屋上でなく、指定避難場所の高台に避難させていれば助かった」とする遺族側の主張を退けた。(産経ニュース 2014年2月25日)

《論点》

今回、遺族側が起こした訴訟において、遺族は

「現場にいた教諭が津波を予見し、被害を回避できたにも関わらず、避難行為に出なかったという不作為（注意義務違反）によって児童の命が奪われたことから、石巻市は国家賠償法1条の責任を負うとしている。また、同校教職員の費用負担者である宮城県についても、損害の賠償をすべき責任がある。」と主張している。

しかし、今回の東日本大震災は『1000年に一度の大災害』であり、まさに未曾有のものであった。遺族に対する市教委や検証委員会の対応は確かにひどいものであるが、今回の訴訟の中心は「震災当時の職員の対応が注意義務違反に当たるかどうか、それによって児童が命を落としたのかどうか」である。果たして、職員、そして宮城県に対して一概に責任を問うことが出来るだろうか。

参考文献

大川小学校事故検証委員会

<http://www.e-riss.co.jp/oic/src/sc523/8E968CCC8C9F8FD895F18D908F9181i28C8E2393FA94C581j.pdf>

池上正樹、加藤順子(2012)『あのと看、大川小学校で何が起きたのか』青志社

池上正樹、加藤順子(2014)『石巻市立大川小学校「事故検証委員会」を検証する』ポプラ社